

「アジア太平洋みどりの京都会議 2005」 準備はじまる

9月18日、「アジア太平洋みどりの京都会議 2005」(Asia Pacific Greens Kyoto Meeting 2005) 実行委員会が発足し、来年2月の京都会議に向けての本格的な動きが始まりました。

18日の実行委員会は松谷清さん(静岡県議・「虹と緑」共同代表)の開会あいさつで始まり、参加者の簡単な自己紹介が行われました。その後、AP-Greens 2005(アジア太平洋みどりの京都会議 2005)を紹介する出来上がったばかりの資料がパワーポイントで上映され、渡辺さとこさん(香川県議・「虹と緑」共同代表)がAP-Greens 2005の説明を行いました。

その後、この集まりの基本的な性格や、実行委員会体制について熱心な議論が行われ、実行委員会(共同代表: 渡辺、松谷)

の発足が確認されました。

既に準備が進められています。具体的には次のチームが作られ...プログラムチーム・海外渉外チーム・財政・広報&国内渉外・現地受入...各チーム毎の集まりがもたれ、メーリングリストも立ち上げられています。

「虹と緑」は8月の総会で、このAP-Greens 2005の成功に向けて主体的な役割を担うことを確認しました。

今後、“次々と”財政面も含めたお願いをすることになりますが、ご協力をよろしくお願いします。

10月にはチラシ、パンフレット、チケットなども作成の予定です。みどりの会議選挙とともに闘った人々や、みどりの政治を志向しているひとびとへの広報を強め、各地でAP-Greensを広めていくプレ企画などを入れてください。

= Contents =

地方自治権を侵害する合併特例法	2
すぐに役立つ基礎知識...合併編	4
9月議会から...埼玉県春日部市・ 香川県・長崎県諫早市・大阪府寝 屋川市・さいたま市・静岡県三島市	6
大阪府箕面市議会新たなスタート	10
選挙情報	11

地方自治権を侵害する合併特例法

岡山市議会議員 横田えつこ

合併に伴う「特例債」発行期限（2005年3月末）を間近に控え、平成の大合併狂騒曲が終章を迎えようとしている。全国各地で法定協議会の設置や離脱、議員の身分の取り扱い、果ては合併してみたものの新市建設計画の実行段階での対立など、様々なトラブルが頻発している。その原因は何処にあるのか？

< 何のための合併か >

総務省のHPに示されている「今、市町村合併が求められる理由」は、地方分権の推進、高齢化への対応、多様化する住民ニーズへの対応、生活圏広域化への対応、効率性の向上である。

しかし、だから地方自治体の合併による大規模化という答えはいずれのベクトルからも見えてこない。はもちろんのこと、
、
も地域を細分化したほうが、住民密着の自治的なよりきめ細かいサービスが可能になるし、

は合併よりも自治体広域連携が現実的。
については、自治体業務の効率性は20万人から30万人規模といわれ（東大の神野先生は10万人とおっしゃる）また人口密集の都市部ならともかく、農山村部では行政規模が広くなりすぎると却って非効率になる。

< 岡山市の場合 >

99年現市長は合併政令市を明確に否定したが、2001年、玉野市から「合併したい」と申し出があると途端に、63万人強の岡山市と7万人弱の玉野市を足せば「合併に伴う人口要件緩和＝70万人での政令市をめざす」と急遽合併推進に舵が切られた。02年に2つの合併

研究会、03年には岡山市・玉野市・御津町・灘崎町2市2町での任意合併協議会が設置された。そして今年の3月、肝心の玉野市は参加せず（！）1万5千人前後の2町と岡山市とで「単なる合併」法定協議会が行われてきた。

< 在任特例・定数特例・議員の減員で紛糾 >

玉野市との合併では「新市新設」で対等合併を構想したが、1市2町では「岡山市への編入合併」となった。法定協では議案は粛々と議決されたが、最後に残された「議員の身分の取り扱い」で会議は空転が続いた。過大規模の議会は住民に理解されないと定数1での定数特例を主張する岡山市議会と、合併後の新市建設計画の履行を見守る必要があると14人全員が2年間残る在任特例を主張する2町の溝は埋まらない。その時、事務局から「在任特例で議員数の減員、期間も縮減」という提案がされ、混乱に拍車をかけた感がある。

合併特例法にも勝手に減員してよいなどの記述はない。私は総務省の合併担当課に問い合わせてみたが、「議員がご自分の事情でお辞めになるのは致し方ないのでは」と、丁寧だが止めるのは勝手といわんばかりだった。実際に行った例は広島県廿日市市が佐伯町との合併であったので、現地に行って聞いてみた。法的拘束力のない減員は、その方法について意見の一致を見るのが大変難しく、二度も全員の辞表取りまとめをした挙句、結果を出すのに一年間かかったとのこと。

有権者の選挙により付託される議員の権能を、選挙によらず「闇の中」で決定する減員手法＝特例法に更に“特例”を重ねる異常な手法＝には大きな疑問を持たざるをえない。

岡山市は一貫して定数特例を主張し、9月25日の法定協議会では多数決で定数特例が決定された。しかし、その影には新設された「合併特例区」による議員救済が大きく寄与している。

< 合併特例区の欺瞞 >

合併特例区は地域自治区と違い合併後も旧自治体が法人格を持つ。ただし、区長も委員も公選ではなく市長の選任であり、特例債の一部を財源とした地域限定の事業執行権を持つ特別地方公共団体として5年間の期限で存在する。つまり、法人格を持つと言いながら、非常に権限の狭められた、ほとんど自治権を持たない形だけの法人である。

それでも法定協では、各町議員14人全員の委員スライド、非常勤特別職なみの委員報酬の支払いなどが合併特例区の充実策として確認されたのである。これを合併地区議員の救済策と言わずに何と説明できようか。

< 住民発議の法定協議会設置請求が始まる >

9月8日、岡山市9月議会の初日に「玉野市住民による法定協議会設置を求める」議案が岡山市長の手により急遽追加上程された。前述したように、玉野市長は今年2月に住民説明会を経て「岡山市との法定協議会に参加しない」と意思表示し合併から離脱した。しかし特例法4条の規定では、住民発議で50分の1の署名を集めて法定協議会設置の請求をされたら、当該自治体の長が自己判断を示すことなく相手方（岡山市）の長に議会に付議するか否か、意見照会しなくてはならない。

ここで90日間の解答猶予がありながら岡山市長は即日付議すると決め、追加上程となったものである。私は玉野市の合併の意志が明確でないまま、相手方の岡山市議会が判断を下すことはできないと考えている。玉野

市は玉野市で住民自治を完結させて欲しい。

玉野市議会は27日の本会議最終日、19対5の圧倒的多数でこの付議議案を否決した。これで岡山市議会も反対すれば特例法に基づいた一連の住民発議は終了する。しかし、岡山市議会が法定協議会設置に門戸を開けておくために賛成すれば、玉野市では市長提案もしくは住民の6分の1の署名で住民投票が求められる。住民投票で過半数の賛成があれば議会議決に優先するとなっている。

岡山市議会では最終日（30日）の議決の前に、合併するためにはなんでもありと賛成を主張する者、住民説明会等を経て首長・議会と二度も否決した案件をさらに住民意思の確認はありえない、議会機能が無能化すると反対する者（私はこれを主張しているが）様々な思いが飛び交っている。

玉野市議会の顔を立て、岡山市長の顔も潰さないために、ここはひとつ継続審査で乗り切ろうという案も浮上してきた。ただいま現在、総務委員会で審議続行中である。

平成の大合併は、政府が合併目的をなんと掲げていようと、国を挙げての大借金の解消策以外の何ものでもない。しかし、借金を作った原因には言及せず責任を取ろうとしない体質は、今後の行政運営の無責任さを予感させていて、国の政策に対する地方自治体の信頼感を失墜させている罪は大きい。

また、今回岡山市が振り回されている「合併特例法」は、地方自治法に違反し、憲法の自治権にも違反するとんでもない法律だと考える。しっかりこちら側が自治の基本原則を守らないと、法という強権的手段で自治権能は粉碎されてしまうだろう。ルールをルールとも考えず、目的のためなら何でもありのモラルハザードが社会全体に横行していくことが、恐ろしい現象でもある。（9月28日記）



すぐに役立つ基礎知識

市町村合併編

井奥まさき（虹と緑・政策情報センター長）

今年度から来年度にかけて、平成の大合併が一つのピークを迎えそうです。今まで、どちらかという合併の是非を問う議論が多くされてきました。住民投票を象徴とした自己決定の問題、国の地方交付税削減に伴う財政の問題などです。

これに加え、今度は合併を決めた上の論点が必要かと思い、論点整理を試みてみました。2004年度から2005年度は各地でミニ統一地方選挙ともいえる合併に伴う選挙が行われます。ぜひ選挙の際の争点にしていただければさいわいです。

財政支援をどう活用するか ～合併特例債、合併算定替～

合併に関しては、よく言われているように「アメとムチ」があります。小規模市町村への地方交付税が減額されるおそれを「ムチ」に、合併特例債や合併算定替えという「アメ」を組み合わせて合併へ誘導していつているわけです。

これはひどい国の誘導策ですが、今回の論点整理ではいったんそれは触れずにおきます。私が指摘したいのは、この財政支援をどう活用するかの視点です。

例えば、合併算定替えは10年間については合併をしなかったとして入る地方交付税を保障するというものです。しかし、10年を経過した後は5年間かけて合併した後の計算に移行します。この先の見通しをたてた財政運営をしなくてははいけません。

合併特例債はもっと注意が必要です。95%の充当率、元利償還金の70%の地方交付税算

入と言うことで、あたかも「県や国が95%×70%=66.5%の補助金をくれる」かのような感覚で事業を進められてはたまったものではありません。現金でもらえるわけではなく、あくまで「計算式に入れる」だけなのです。

地方交付税のシステム、現在の国と地方の財政状況からみて、額ベースではこの約束は反故にされる可能性が大いなのです。現に2004年度予算では全国的に地方交付税交付金の総額（臨時財政対策債含む）は減少していました。

ならば、合併特例債は「借金」という認識のもと、本当の意味で次代につながるものを使用しなくてははいけません。その議論をぜひおこなってください。

サービスをどうあわせるか ～地域審議会、自己決定～

私がぜひ合併決定後にとりあげて欲しい論点は、「市民のサービス水準をどうあわせるか」の問題です。地方交付税や起債許可、指導などを通じて、国や県は広域的に同一水準を保つように誘導していきました。

しかし、3割自治とやゆされながらも、地方自治体は現実には、それぞれ独自にサービス拡張を行っています。その拡張部分がそれぞれの自治体の特徴であり、まちづくりの基本となっています。例えば、福祉サービス、給付金、補助金といった問題から、イベントの開催方法までその数は膨大となります。

ここで、「新自治体に移行するのだから、サービスは同一水準にすべき」という意見と「旧自治体単位の良さを生かしたい」という意

見とがまっこうから対立することとなります。

また、膨大な施策群のうち、どの施策に思い入れがあるかは同じ旧自治体の中でも住民により大きく違うでしょう。しかも、それを「誰が」決めるかというも大きな問題となります。規模が大きく違う自治体同士の場合、純粋に数だけで言えば大きな自治体が圧勝となります。間接民主主義（例えば、議会・町内会の代表をもって意志とする）の場合は、どうしても抜け落ちる部分が出てきます。

この問題に対して、旧市町村単位でつくる地域審議会が定められています。また、「旧自治体の利益を守るため」として合併特例の議員任期延長の理由付けに使われる場合もあります。しかし、議員がそれを言うのは筋違いです。市民にどう考える場をつくるかが大事でしょう。

私自身は、この「サービス」調整こそ住民が「まちづくり」について考える大きなチャンスであると考えます。合併を機会に、ぜひともじっくりと時間とさまざまな民主的仕組みをもって行うべきだと思います。具体的には、住民への丁寧な広報、説明会や意見聴取会、審議会の実施などという形です。

さて、最後に合併に縁のなかった自治体も、ぜひ合併に関する視察を行うことをお勧めします。私は以前は行政改革の視察を推奨していましたが、その意図は同じです。

それぞれの自治体の特徴的な施策がいっぺんに全体的に把握できるからです。

参考 URL

長野県公式ホームページ

市町村合併についての素朴な疑問

http://www.pref.nagano.jp/soumu/shichoson/gappei/s_q.htm

(公平な立場できちんと説明をしています。

おすすめ)

コラム

共産党の論理に注意！ 臨時財政対策債への誤った評価

日本共産党と関係団体は「合併反対」の論理構成として、「地方交付税は減らない」「なぜならば、臨時財政対策債があるから」というキャンペーンを張っていました。

(<http://www.jichiroren.jp/gapei/03.htm>、

http://www.jcp.or.jp/jititai/qa_gappei/qa1-2003-09.html など)

「臨時財政対策債と合わせたら、交付税交付金の総額は減らない」「自治体にとっては、手続きは増えたが財政運営上は、地方交付税とまったく同じ」という主張です。

しかし、これは「臨時財政対策債」が「赤字地方債」であり、「借金の繰り延べ」である事実を無視したものです。臨時財政対策債の返済の際には国は「100%算入する」といいますが、あらゆる基準財政需要額算入が「計算式に入れる」だけで、「現金をくれる」わけではないと同様、全く信用ができません。これこそ論理のすり替えというものです。

また、2004年度を見る限り、全国的に総額はやっぱり減っています。市民になんとか甘い幻想を与え、自分たちの都合の良い施策に誘導しようというのがミエミエです。私たち市民派としては、そうした甘い幻想を与えるのではなく、「合併しても、しなくても厳しい」という現実の財政を見つめつつ議論を組み立てなければいけないと思います。

埼玉県春日部市議会 片山いくこ

一般質問では「合併問題」に集中しました。春日部市と宮代町・杉戸町・庄和町の1市3町の合併は、住民投票の結果、宮代町の反対で御破算になりました。

お隣の久喜市・幸手市・鷲宮町の合併も久喜市の反対で御破算に（猪股さんから報告があると思います）。

さらにお隣の、栗橋町・大利根町・北川辺町も大利根町の反対で御破算と、埼玉では住民投票によって合併が御破算になる例が続々。

白紙になったはずの合併問題ですが、執行部と市議会のほとんど（30人中、共産党5人と私の計6人を除く24人）が、宮代町を除く1市2町の合併推進に動いています。

ところが、杉戸町は、町長はじめ議会の多数派が、自立宣言した宮代町との2町の合併に向けて動きだし、その後、全有権者対象のアンケートによる意向調査では、春日部・杉戸・庄和の1市2町支持が5%近く上回ったにもかかわらず、議会は宮代との2町の合併協議会設置を採択しようとしています。

こんな泥試合と駆け引き、もしかしたら裏取り引きのうごめいている合併問題です。

そこで、

1、住民意向の確認について

強引に1市2町の合併を進めようとする根拠は、住民投票で、春日部市は合併賛成票が63%余り、合併に対する合意は得られている、というもの。

そこで、1市3町とは枠組みの異なる合併については、住民意向の確認が必要、と主張

しましたが、「そんなことをしては、特例法の期限に間に合わない」の一点張りでした。

「議会の80%が合併に賛成しているのに、1市3町の合併でさえ、賛成票は63%余。明らかに、議会と民意の乖離がある。まして1市2町となったら、この数字は分からない」と追及しましたがいなされました。

2、合併の大義について

今までの合併協議では、それでも「合併をきっかけに、住民の皆さんと新しいまちづくりを進める」という大義を掲げていました。

しかし合併が御破算になったとたん、見栄も外聞もかなぐり捨てて、「合併しなければ、春日部市の財政は破たんする」と言い出しました。

「まず、自力で財政の建て直しが必要。合併による国の支援をあてにした財政再建では、合併して大きな自治体になったところで、真に自立した自治体をつくることは無理」としましたが、とにかく国の支援が必要、とのこと。

3、国の支援は、本当に支援なのか

鳥取県の片山知事の「今、財政が厳しいのは、今まで国の言いなりになって財政運営してきた自治体」という指摘を借りました。

これまでたびたび問題として取り上げてきましたが、国が「後に元利償還を地方交付税の基準財政需要額に参入する」としてきた借金、平成15年度の春日部市の決算では、市債残高580億円（債務負担も含む）のうち、この市がいうところの「国が面倒を見てくれるから有利な借金」とする借金が500億にのぼります。内、自前で返さなければ行けない分

が少なく見積もっても 200 億円。

この上さらに、合併特例債を当てにするのは自殺行為では？

ノーコメントの上、質問が終わってから、財政が「素人の分析は当てにならん」という態度を示しています。「まちがった数字が一人歩きしては困る」みたいな発言も。しかし、発言通告できちんと原稿は示しており、基礎となる数字も財政から示してもらい、「計算ちがいでないよね」と確認したものなのに。

事実、この分の公債費に占める割合については、「問題がある」といわれ、言われたのが質問の直前だったので、カットした経緯があります。

一般質問は以上ですが、今後の合併に関する動きについて、まったく目が離せない状況です。強引に進めようとしたら、即運動を起こせるように準備しなければ。

香川県議会 渡辺さと子

会派拘束をしないゆるやかな会派「けんみんねっと」(豊島の石井亨議員、民主党 2 人、自民党 1 人と渡辺)を結成しての、初めての代表質問をしました。

力を入れたテーマは県警の偽名領収書問題

情報公開請求をしたら、黒塗りの紙 1 枚も出ない完全非公開だったので、「領収書の枚数、総額、最低金額と最高金額は？」という質問をしましたが、文書の非開示理由と同じく、「情報提供者が推定されることにより、協力者やその家族に危害が及んだり、捜査員との信頼関係が著しく損なわれるなど今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがある」という理由で、答弁しませんでした。

再質問で「枚数や総額を答えることで推定

されるわけがない。県民の信頼を取り戻すためにも説明責任を果たして欲しい」と追及しましたが、同じ答弁を繰り返すだけでした。

公安委員長や代表監査委員にも、これらを明らかにすることを求めるべきでは？ と質問しましたが、それぞれ「情報公開条例に基づいた適切な情報公開が行われるよう県警察を管理する」とか、「今後の定期監査で適正、厳正な監査をする」とかいうピントはずれな答弁でした。

他に、DV防止法の改正を受けての県の取り組み「DV被害者が公営住宅を利用できるよう配慮を」という今年 3 月の国交省の通知を受けての取り組みなど、公益通報者保護法成立を受けての県の取り組みなどについても質問しました。

長崎県諫早市議会 岩永 賢一

九州新幹線長崎ルートについて

岩永 在来線の標準軌化(ミニ新幹線)について問う。

答弁(生活環境部長) 在来線の線路幅を新幹線の線路幅に改軌して、車両は在来線と同じミニサイズのものを使用する。新幹線と在来線の乗り換えを解消するもので山形、秋田で運行されている。長崎にこれを適用すると、複線化する必要が出てくる。

岩永 複線化が必要という根拠は何か。事例はどこにあるか。

答弁 事例の問題ではなく、ミニ新幹線の運行を順調にするためには複線化が必要ではないかという意味である。

岩永 山形などは複線化しないまま走っている。

答弁 途中の待ち時間が長くなってもよければ可能である。

岩永 複線化には1キロあたり15億円、標準軌化は5億円ですむ。3分程度なら複線化より改軌がいいと思う。

岩永 並行在来線の取り扱いは。

答弁 第三セクターで経営継続していく。

岩永 山形、秋田がなぜミニをとったのか。整備法により在来線が三セクになった肥薩おれんじ鉄道などを研究してほしい。いろいろな本を紹介したが、どの本を読んだのか。

答弁 長崎県発行の「長崎新幹線のあゆみ」だけである。

岩永 県の情報だけで動くから、県に従わざるを得ない。多くの本に共通するのは「成功した山形新幹線に倣い」である。ミニ新幹線は成功したという評価である。

平成7年のかもめの利用者は8,800人。スーパー特急は15,200人という試算をどう分析するか。過大見積もりではないか。長崎の新幹線の必要性について議論すべきである。

答弁 経済成長と新幹線開業効果を見越して予測したものである。

大阪府寝屋川市議会 吉本ひろ子

小学校の廃校条例案が提出されたので、一般質問で追及。

総合計画の第2期実施計画の行財政改革の項目に「余裕教室の活用」として掲載されているのが、実は「廃校を含む余裕教室の活用」だったという答弁を教育長がしました。

いままで、学校適正化実施計画は行財政改革ではございません、と嘘を言い続けてきたことがついにはばれてしまいました。「小中一貫教育」と「学校規模の適正化」のために教育改革として取り組むのだと言いつけて来たのです。

でも残念なことに、結果は500人規模の学校が廃校になりました。500人規模の学校が

廃校になるのは、全国でも例がないと答弁しています。しかも来年4月実施という速さ。住民の大反対の中で、異常です。

9月初旬に「保育所の民営化方針」を各会派に個別に説明し、同時に早くも1園の民営化を引き受ける事業者を9月15日の市広報で募集するという荒業をやったのけた寝屋川市。議会軽視だと議会が怒るかと思いきや、「賛成だ。早くやれ」と与党会派の大合唱。

私は厚生常任委員会協議会で50分質疑し、議会軽視、市民合意抜きではないかと質しました。「事業者募集は準備行為なので、公立保育所廃園条例の議会審議は17年12月にしますが、問題はない」と言っただけです。安定多数の与党会派24対是々非々と野党の合計8の構図が元凶です。

2期目、元建材会社経営の市長らしく駅前再開発を2つも手がける一方で、教育、福祉は義務教育以外、すべて民営化路線をひた走る姿があらわになってきました。しかも市民合意まったく我関せず。議会も、議会経費の削減には全く取り組まず、議会活性化検討委員会も廃止して、民営化イケイケどんどん。市側は、次は幼稚園の民営化方針を出してくるつもりで、今審議会を開いています。

でも、市民もいま、「傍聴をつうじて、やっと私らにも見えてきた。あまりにもひどい。私らから、いつまでも何もわからんと思ったら大間違いやで。伝えていくのが私たちの責任やと思ってる。吉本さん頑張るや」と言ってくれる人が増えてきました。かすかな希望です。



力を入れたテーマ、面白い答弁

【住民基本台帳の大量閲覧について】

質問 本市では住民票交付は「1通200円」、閲覧手数料は「1簿冊3000円」です。1簿冊平均6000名の情報が掲載されているとすると、1人の情報量は約2円。つまり市民が自己情報を入手するのに200円自己負担が必要なものに対して、市はDM業者には市民の個人情報をも1人あたり2円で提供していることになるではないか。今後の対応を問う？

答弁 閲覧手数料については、制度の趣旨及び個人情報保護の観点から、今後、他政令市の状況を踏まえて検討していきたい。

(コメント)他政令市では、その多くが住民票交付と閲覧手数料のバランスを考慮している模様。大量閲覧抑制に向け、手数料改定の方角性が示された答弁と考える。

【措定管理者の情報公開について】

質問 本市情報公開条例では指定管理者に対して、情報公開については、市に準じた措置を講じるように要請する規定がありますが、これでは強制力はない。より強い規定とするよう、検討すべきと考えるが見解を問う。

答弁 指摘の通り、現行規定では強制力はない。そこで、指定管理者の募集要項に申請資格として「情報公開について、市の施策に準じた措置を講ずることの義務を負う」等の要件を付すことができるなど関係課と調整を図り積極的な働きかけをしていきたい。

(コメント)文字どおり前向きな答弁として、大変評価できるもの。

8月の総会ではなにかとありがとうございました。まだ、議会最中です。最終日を残しています。

教育委員の任命への同意を求める議案が出てますが、今回、県教委の関与が地教行法上、廃止されてから初めての教育長選任の意味を含んでいます。

こういうとき、みなさんはどのようにしていますか？

ちなみに、教育委員長は「教育委員の互選」と、法で規定されていますが、教育長は「置く」「教育委員が任命する」とされているのみですよね。

法改正で県教委の「承認」が廃止されたので、教育長という「要職者」がなんだか忽然と(?)決められるような気がしませんか。

このところのルール化を図っている自治体もあるようですが。何か、経験などありましたら教えてください。

市が出資している第三セクターの経営状態に対する市の指導監督のあり方。(累積赤字が拡大しているため)

総務省の「第三セクターに対する指針(改訂版)」をもとに市の姿勢を追及。

上記の質問をしたら、なんとその日の夜、この会社の社長が会社に対して辞表を提出した。(複数新聞報道あり)社長のコメントが「議会で経営の批判をされたことの責任をとりたい」と。

うわあ、議員の質問って、効果絶大なのか？それとも何かもっと裏があるのか？

大阪府箕面市議会新たなスタート

箕面市議会議員 増田 京子

虹と緑のみなさんへ

箕面の増田京子です。みなさんの応援を頂いて、8月22日投票の箕面市議選で3期目当選することができました。ありがとうございました。

今回の選挙は4年前市長選で1,000票差で落選した無所属市民派の藤沢 純一さん(2期8年間議員)が現職を破って約970票差で新市長になりました。開発や無秩序なまちづくりが進む箕面を見せつけられた市民は、それに対して4年間浪人の身で会報を出し続けた彼に関心が引き寄せられた結果でしょう。しかし当選できたのは保守が割れたせいでもあります。前回トップ当選の内海辰郷議員(旧社会党だが、党を離脱後自民党と足並みをそろえる)が現職に反旗を翻し4人会派の内仲間2人を引き連れて市長選に出ました。藤沢さんの票もとったでしょうが、保守票の梶田票また、市の職員の票をとりこんだ結果藤沢さんが抜け出たのです。

そして、新人無所属市民派が藤沢さんの仲間としてと3人市議選にチャレンジ。私ともうひとりの現職市民派と計5人が当選しました。会派は3人の新人と私たち2人の会派の2つをつくり、お互いのネットワークを強化しながら、他の議員とも連携できる場所にしていくことになりました。共産党も野党ですので、大変です。私はどっぷり浸かった与党にはなれませんので、是々非々でいきます。

選挙結果	村上 弘充	5,834
	梶田 いさお	15,596
当	ふじさわ 純一	16,565
	うつみ 辰郷	10,027
	計	48,022

そして波乱含みの議会が幕を開けました。9月16日、新市長所信表明。箕面市議会始

まって以来最高の119人傍聴。本会議室に入らず委員会室を開放。しかしモニターがないので音声のみ。

静かに終了。市民の方は拍子抜けしたのでは。

9月21日から委員会が始まりましたが、ここから市長に集中攻撃が始まりました。

文教常任委員会では卒業式などでの国旗国歌に対してどうするのかと詰め寄せられ、市長は法律や条例に従わなければいけないからそれに準ずる。(陰の声「ほんまに歌うつもり?」)という返事。せめて強制はしない、あるいは憲法が最高法規くらいは言ってほしかった。

その後の委員会も震度4の地震がこの間あったのですが、その時に出勤しなかったことの批判(これは駆け付けるべきだったと私も思います)や、公約に対する批判が浴びせられました。確かに、彼は議員の時にも手厳しく市政批判をしていましたのでその返礼をされている状態です。まだまだ、市長就任一月、職員との意思疎通が計られていないと言って良いでしょう。職員が足を引っ張りかねません。

助役人事もまだです。早急に職員との連携を深め、議会の議決事項とは関係の無い所で成果をだしていくことが必要だと感じています。そのためには市民の支えが不可欠です。委員会傍聴も多くなっていますが、これからでしょう。

私が求める箕面のまちづくりを目指すためにはどんな状況でも、また足下をすくわれないためにも、私もきっちり自分のポリシーと理論を持って丁寧に対応していかなければと今迄以上に頑張らねばと痛感しています(本当は3期目は学ぶ方に力をいれたかったのですが)。また、みなさんのお知恵をお借りすることがあると思いますので、よろしくお願ひします。

大阪府泉南市議選は10月17日告示です

小山広明さんが再び挑戦

泉南市議選が近づいてきまして10月17日告示、24日に投票です。

3名減って20名の定数で行われ、今のところ現職1名がおやめになり26名が立つ予定です。私も2年3ヶ月の議員で無くなったの挑戦になります。

この間に大阪府議選、知事選までやってきました。市民が一番尊いという思いが、挑戦に見境がつけられません。「イデオロギー」とは恐いものですな。御用心あれ。

今年の参議院選挙で「みどりの会議」と言う日本初の環境政党でかわり、この事が今

回の選挙のテーマになります。

コスタリカの武力を持たずに平和な社会を運営していく事のキーワードは、たるを知る、と言う日本でも言葉になっている、言葉が出てこない知足・・・、「少欲知足」資料が出てきてわかりました。

そして「スロー・スモール・シンプル」を掲げて選挙を行います。どうぞ一緒に関わっていただくと、何倍にも喜びが広がります。どうぞ素敵な出会いを待っています。

以下の様な資料をつくりましたので御参考に。

小山広明です

子どものいのちと未来のために
ゆっくり

平和・環境・人権

小さく

市町合併の是非を問う住民投票で、地方自治体とは「建物・道路事業」ではなく人への施策と気付かされた。

財政難だから保育料や水道料等を上げた。一方で「65億円」の信達樽井線道路を避難所でもある学校施設の耐震補強よりも優先させ、議会は13対8で認めた。

関空は反省が必要で、2期のあり方を1期も含め市民が判断出来る様にする。

戦争から「無防備」な市民を守る国際条約による平和条例を01年議員提案（大阪市では直接請求）否決となったが実現に努める。

原発を廃止し、自然エネルギー等の組み合わせが必要。

林農漁業を大事に。主権在民の社会は市民こそ中心、府・国は補助機関である。市民に真向かいになる事が自治体の要である。

完全情報公開で議会を活性化。

小山広明の歩み

世界21ヶ国を旅して帰った32歳の時に「市長選が無投票か」での立候補が選挙へのかかわり。その後、市長、府・市議（3回）に立ち7回目で市議に。02年4月4期目途中で市長選・03年府議選・今年2月は府知事選に立ち落選。その後も議会傍聴を続け街頭ホームページ、戸別、駅頭で議会報告。市民が一番、普通が尊い（民主主義）が基本。

前回得票数を大幅に上回り 26人中 12位で当選

大阪府和泉市議会議員 小林 昌子

9月5日に始まった市議選は期間中に思いもかけぬ台風と地震が到来、波乱に満ちた一週間でした。

4年間の議会活動の実績から再選への手ごたえはつかみつつありましたが、選挙戦に入って他陣営の執拗なまでの地元への切り崩しに遭って一抹の不安が頭の片隅から離れることがありませんでした。

しかし結果は前回得票数を大幅に上回り26人中12位で当選させていただきました。

<選挙の総括>

市民派を貫く

厳しい選挙で無所属の候補者の多くが政党や何らかの組織の推薦を受ける中で、私は政党の推薦のお話も頂きましたが市民派のスタイルを貫きました。

選挙の応援は全てボランティア、選挙カーは自家用車、車上の看板は前回の物を流用。事務所はいつも使っている事務所を使用。お金のかからない選挙に徹しました。

地元+各地の応援の相乗効果

地元の皆様の厚い支援とあわせ、遠くは相生、赤穂をはじめ各地の市民派議員の多くの応援があり、この友情の連帯が今回の勝利をもたらしたものと感謝しています。これは今までの和泉市には無い新しい選挙の形が実現できたものと思います。

新しい選挙の実現

選挙のときしか顔を出さないとひんしゆくを買う選挙が今までのやり方でした。私は議会での積極的発言、その結果を会報で伝えることを4年間続けました。この結果が大幅な

票の上積みを実現させたのではないのでしょうか。選挙はその時だけのものではない新しい形を実現したものと思います。

選挙のあり方について

今回の選挙は多くの自発的なボランティアに支えられクリーンな選挙が出来ました。他の陣営からは必要以上に公職選挙法にとらわれたと奇異に見られたかもしれませんが、私の流儀の選挙を貫きました。

しかしながら心に引っかかることが一つあります。それは街宣車の連呼です。私達は少しでも政策を訴えたいためスポットを多く取り入れ市民の方々と直接対話することを心がけましたが、結果的には多くの選挙カーが大きな声を張り上げて練りまわし、市民の方々に大変な迷惑がかかったのではないかと危惧しています。公職選挙法の限界もありますが、今後心すべきと反省しています。

投票率について

今回の投票率は前回は5%も下回る結果となりました。

有権者は5千人増えているのに投票した人は逆に3千人減るという結果となりました。ここ数回にわたって和泉市の市議会選挙では投票率の低下が続いています。この傾向は国政選挙を含め全体としての傾向ですが、もっとも身近な市議会議員選挙の投票率の低下に歯止めがかからない状況は極めて深刻と考えねばなりません。

私たち議会人は市民の皆様の判断を厳しく受け止めるべきと考えます。私は今回公約に議会改革をあげました。市民の皆様にも慕われる議会をなんとしても作らねばならないと考えています。